

当新田環境センター余熱利用施設整備・運営 PFI 事業 事業者募集要項概要

この度、標記事業における事業者募集要項を公表いたしました。ここにその主な内容を簡略に示します。内容の詳細は本文をご参照ください。

整備する施設の概要

【基本コンセプト】

本施設は当新田環境センターから発生する余熱を有効に利用し、市民のスポーツ健康増進、リラクゼーション、コミュニケーションの場の提供等を目的として整備します。施設整備の基本コンセプトは「健康づくりと癒し」であり、「地域に調和した健康的でさわやかな」施設を志向し、さまざまな市民が利用できるような開かれた施設を目指します。

【施設の構成】

施設は『主要施設』、『付属施設』、『自由提案施設』から構成されるものとします。各施設の定義等について下記に概要を示します。

主要施設	
施設の定義	次の5施設とします ・屋内温水プール ・温浴施設 ・会議室 ・ジム ・スタジオ
施設の位置付け	地方自治法に規定される「公の施設」
事業終了時	市に無償譲渡
施設規模	主要施設 + 付属施設で延床面積 3,000 ~ 3,600 m ² の範囲内
設計条件	・事業期間終了時まで健全な状態であること ・施設の熱源システムは余熱利用を前提とし、施設側にバックアップ設備を持つこと
営業日数	・営業日数：年間 280 日以上 ・休業日：週 1 日以内 他
営業時間	・基本営業時間 10:00 ~ 20:30 ・営業可能時間 6:00 ~ 22:00

付属施設	
施設の定義	主要施設を機能させるために必要不可欠な施設
事業終了時	市に無償譲渡
施設規模	主要施設 + 付属施設で延床面積 3,000 ~ 3,600 m ² の範囲内
設計条件	主要施設と同様

自由提案施設	
施設の定義	スポーツ健康増進施設という目的を逸脱しない範囲で、事業者の自由な発想により設置する施設
施設の位置付け	設置することにより、トータルとして市の財政負担を軽減できるという条件のもとで設置を認めます（提案は必須ではありません）
事業終了時	原則として事業者の責任で撤去
施設規模	主要施設 + 付属施設 + 自由提案施設で延床面積 3,000 ~ 4,000 m ² の範囲内（主要施設 + 付属施設と別棟の場合は基本的に制限なし）
設計条件	本事業の目的およびコンセプトから逸脱しないこと
営業日及び営業時間	主要施設の営業日及び営業時間の範囲内 自由提案施設のための営業は認めない

主要施設の運営について

【利用者への施設開放】

施設の利用形態は、営業時間中は利用者が常に自由に利用可能な「自由利用」とある条件下において専用的に利用可能な「専用利用」の2つに分けられます。事業者が主要施設を利用者に開放するに当たって、「自由利用」「専用利用」の各条件の概要を下記に示します。

利用者の自由利用を確保する範囲

施設名	空間的範囲	時間的範囲
プール	2コース以上	事業者による全面専用利用時を除く全時間
スタジオ	任意	任意（事業者がプログラムを実施する時間を除く）
温浴施設	全範囲	全時間
ジム	全範囲	全時間
会議室	自由利用は認めない	

専用利用が可能な範囲

施設名	空間的範囲	時間的範囲
プール	最低2コース以上を自由利用分として確保した上で、それ以外の部分	全時間（ただし、事業者の専用利用は営業時間の1/2まで）
スタジオ	全範囲	事業者が実施しなければならないプログラムを実施する以外の時間
温浴施設	専用利用は認めない	
ジム	専用利用は認めない	
会議室	全範囲	全時間（ただし、事業者の専用利用は営業時間の1/2まで） また、市は年間12回優先的に専用利用できるものとする

【事業者が提供するプログラム】

事業者が実施しなければならないプログラム

事業者は、以下の条件に基づき、プール及びスタジオにおいて利用者にプログラムを提供する必要があります。

施設名	条件	備考
プール	1日1プログラム(30分以上)以上実施するものとする	年齢、性別を問わず、誰でも参加可能なものとする
スタジオ	1日2時間以上実施するものとする	

事業者が独自に提供するプログラム

事業者は、プール、スタジオ及び会議室において、施設を専用利用して独自の発想に基づき本事業の目的に合致した範囲でプログラムを実施することが可能です。

自由提案施設の運営について

【利用者への施設開放】

事業者独自の判断により実施可能です。

【事業者が提供するプログラム】

本事業の目的に合致する範囲において事業者独自の判断で実施可能です。

審査について

【審査の方法】

第一次審査

第一次審査は、第二次審査において実施する価格審査を除く総合的な観点から実施します。

第二次審査

第二次審査は下記の項目において実施する予定です。

第一次提案内容と整合していることの確認審査

市の実質負担額の現在価値換算による価格審査

本事業の募集において応募者がいない、あるいは、審査の結果において応募者全員の提案が市の財政負担の縮減達成等を図れないと判断をした場合、市は事業者の選定を行わず、特定事業の選定を取り消すことがあります。

本事業の実施に当たり、市は(株)エコ・アシストとアドバイザー契約を締結しています。

以 上